

令和6年度同窓会活動報告		
年 月	日付	執行部・全体
令和6年4月		
5月		
6月		
7月		
8月	9日	同窓会総会
		AICJ PTA LETTER送付
9月		
10月		
11月		
12月		
令和7年1月		
2月		
3月		

《備考》

令和7年度同窓会活動計画(案)		
年 月	日付	執行部・全体
令和7年4月		
5月		
6月		
7月		
8月	15日	同窓会総会
		蜻蛉会会報送付
9月		
10月		
11月		
12月	28日	5期生同窓会
令和8年1月		
2月		
3月		

《備考》

令和 六年度 A I C J 中学・高等学校 同窓会決算書

自 令和6年4月 1日
至 令和7年3月31日

<収入の部> (単位：円)

	科 目	予 算 額	決 算 額	増 減	備 考
1	前 年 度 繰 越	686,617	636,617	-50,000	
2	会 費	680,000	675,000	-5,000	
3	雑 収 入	10	1,232	1,222	銀行預金利息
	合 計	1,366,627	1,312,849	-53,778	

<支出の部> (単位：円)

	科 目	予 算 額	決 算 額	増 減	備 考
1	印 刷 費	130,000	130,350	350	学校会計へ印刷費支払い
2	通 信 費	200,000	190,400	-9,600	活動にかかる通信費 封筒代 切手代 はがき代
3	会員データ初期登録費	99,000	99,000	0	
4	会員データ年間管理費	66,000	66,000	0	
5	HP作成/同窓会管理費	165,000	165,495	495	振込手数料(495円)込み
6	周年行事積立金	50,000	50,000	0	特別会計周年行事基金へ
7	会 合 費	5,000	0	-5,000	総会における参加者へのお茶・お茶菓子代等
8	全 国 大 会 補 助 金	50,000	5,000	-45,000	全国大会に限り、個人戦5,000円/団体戦1チーム30,000円まで補助。
9	災 害 時 支 援 金	20,000	0	-20,000	災害時の義援金等
10	予 備 費	150,000	0	-150,000	
11	次 年 度 繰 越 金	431,627	606,604	174,977	
	合 計	1,366,627	1,312,849	-53,778	

令和 7 年 7 月 31 日

監査の結果、事実と相違ないことを認めます。

監査役 峯松 豊 
監査役 荒山 裕 

令和7年度 A I C J 中学・高等学校同窓会予算書（案）

自 令和 7年 4月 1日
至 令和 8年 3月 31日

<収入の部> (単位：円)

	科 目	予 算 額	備 考
1	前 年 度 繰 越	606,604	
2	会 費	695,000	(入会金1,000円+会費4,000)×卒業生数139名
3	雑 収 入	10	銀行預金利息等
4	事 業 収 入	0	
	合 計	1,301,614	

<支出の部> (単位：円)

	科 目	予 算 額	備 考
1	会 報 持 込 費	1,500	(株)サラトへの会報持込費用等
2	通 信 費	200,000	会報発送費用等
3	会員データ年間管理費	66,000	
4	HP 年間保守管理費	55,000	
5	メ ル マ ガ 費	20,000	メルマガ配信費用等
6	周 年 行 事 積 立 金	50,000	特別会計周年行事基金へ
7	会 合 費	5,000	総会における参加者へのお茶・お茶菓子代等
8	全 国 大 会 補 助 金	50,000	全国大会に限り、個人戦5,000円/団体戦1チーム30,000円まで補助。
9	災 害 時 支 援 金	20,000	災害時の義援金等
10	予 備 費	150,000	
11	次 年 度 繰 越 金	684,114	
	合 計	1,301,614	

蜻蛉会 会則

令和 7 年 8 月 15 日改正

第 1 章 総則

第 1 条 本会は AICJ 鷗州学園同窓会「蜻蛉会」と称する。

第 2 条 本会は会員相互の親睦と扶助をはかり、社会に貢献することを目的とする。

第 3 条 本会は本部事務局を広島市安佐南区祇園三丁目 1 番 15 号 AICJ 鷗州学園内におく。

第 2 章 会員

第 4 条 本会は AICJ 鷗州学園の卒業生を正会員とし、教職員を名誉会員とする。

第 3 章 役員および顧問

第 5 条 本会は次の役員をおく。

会長 1 名

副会長 2 名

会計 2 名

監事 1 名（本部事務局より選出）

幹事 若干名

第 6 条 会長、副会長、会計は総会において会員中より選出し承認を得る。

幹事は会員中より会長が委嘱する。

第 7 条 会長は本会を代表し会務を統括する。副会長は会長を補佐し、会長に支障のある場合はこれを代行する。

第 8 条 監事は毎年 1 回以上会計を監査し、総会で報告する。

第 9 条 幹事は毎年総会の当番学年と役員が当たり、総会を滞りなく運営する。

第 10 条 顧問は教職員の中より会長がこれを委嘱する。

第 11 条 本会の役員の任期は 2 年とし、再選は妨げない。但し、補充により選任された者は前任者の任期の残存期間とする。

第 4 章 集会

第 12 条 本会は毎年 1 回総会を開催、役員の選出、会則の変更・承認、行事の決定その他に当たる。ただし、緊急を要する場合、臨時総会を開くことがあるが、総会を招集する余裕のない時は役員を以て代えることができる。

第 13 条 総会を招集する場合、会長は、総会の日より 2 週間以上前に AICJ 鷗州学園が開設するホームページ上において開催の日時と場所を告知する方法により通知することとする。

第 14 条 総会における決議は、出席した正会員の過半数の同意をもって行う。

第 5 章 会計および資産

第 15 条 本会の経費は入会金、会費、寄付金等をもってこれに充てるものとし、正会員の入会金 及び会費は次のとおりである。また、納入時期は卒業時とする。

(1) 入会金は千円とする。

(2) 会費は四千円とする。

第 16 条 本会の予算は会長が原案調整の上、役員会の承認を経て総会の決議を求めることとする。

第 17 条 本会の基本資産は総会の承認を得ずに消費し、また担保に供してはならない。

第 18 条 本会の会計事務は本部事務局が責任をもつ。

第 19 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 会則の改正

第 20 条 本会則の改正は役員会においてこれを審議し、総会に出席した会員の 3 分の 2 の同意をもって決定できる。

附則

1. 本会則は平成 30 年 8 月 11 日に改正し、即日これを施行する。
2. 本会則は令和 6 年 8 月 9 日に改正し、即日これを施行する。
3. 本会則は令和 7 年 8 月 15 日に改正し、即日これを施行する。

令和 7 年度蜻蛉会役員候補者名簿

役 職	名 前	備 考
会 長	山口 善之	2011 年度卒(再選)
副会長	三宅 和奈	2010 年度卒(再選)
〃	三好 理子	2010 年度卒(再選)
会計	菊池 康樹	2010 年度卒(再選)
〃	佐藤 汰一	2016 年度卒(再選)
監事	峯松 豊	本部事務局(再選)
顧問	荒山 裕	
〃	三好 博之	